

河合町議会会議録

令和 7 年 3 月 5 日 開会

河合町議会

令和7年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 （3月5日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○出席説明員	5
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○町長の挨拶	7
○会議録署名議員の指名	14
○会期の決定	14
○付議事件の一括提案理由の説明	15
○議案第30号の質疑、討論、採決	25
○承認第1号の質疑、討論、採決	33
○議案第1号から議案第5号及び議案第12号から議案第29号、議案第31号、 議案第32号及び同意第1号から同意第7号の委員会付託	37
○議案第6号から議案第11号の委員会付託	39
○散会の宣告	40
○署名議員	41

河合町告示第 13 号

令和 7 年第 1 回（3 月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 26 日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 7 年 3 月 5 日

2 場 所 河合町議会議場

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

（第 1 号）

令和7年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年3月5日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第30号 工事の請負契約について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 5 議案第 1号 令和6年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第 2号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 3号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 4号 令和6年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 5号 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算について
- 日程第10 議案第12号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について

- 日程第 18 議案第 20 号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 21 号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 22 号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 23 号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 24 号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 25 号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 26 号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 27 号 河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 28 号 河合町水道事業の設置等に関する条例の廃止について
- 日程第 27 議案第 29 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について
- 日程第 28 議案第 31 号 河合町道路線の廃止について
- 日程第 29 議案第 32 号 河合町総合計画を定めることについて（別冊）
- 日程第 30 同意第 1 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 31 同意第 2 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 32 同意第 3 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 33 同意第 4 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 34 同意第 5 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 35 同意第 6 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 36 同意第 7 号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 37 議案第 6 号 令和 7 年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 日程第 38 議案第 7 号 令和 7 年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）

日程第 3 9 議案第 8 号 令和 7 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）

日程第 4 0 議案第 9 号 令和 7 年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）

日程第 4 1 議案第 1 0 号 令和 7 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）

日程第 4 2 議案第 1 1 号 令和 7 年度河合町下水道事業会計予算について（別冊）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 2 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	1 0 番	馬 場 千恵子
1 1 番	岡 田 康 則	1 2 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	まちづくり 推 進 部 長	中 島 照 仁
教育振興部長	中 尾 勝 人	生活環境部兼 総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦
政策調整課長	岡 田 健 太 郎	福祉政策課長	浦 達 三
建 設 課 長	吉 田 和 彦		

会議に従事した事務局職員

局 長 高 根 亜 紀 主 事 平 井 貴 之

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

本日、告示第13号をもって令和7年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第1回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日の定例会は録画配信を実施いたしますので、傍聴者も撮影映像に入る場合があります。ご了承願いたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶及び令和7年度施政方針について登壇の上願います。

○町長（森川喜之） はい。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日、ここに令和7年3月第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、新年度の町政運営についての基本的な考え方や所信の一端を述べさせていただきます。

私は、若者と高齢者、また現役世代が共に暮らせる楽しい河合町をつくるため、令和5年4月に町長に就任をさせていただき、早いもので2年が経過しようとしております。

就任以降、これまで住民の皆様の生命・財産を守るための政策等につきましては、着実に進めてきたものの、町の財政状況の厳しさを理解すればするほど、私の思い描く政策が実施できないジレンマにも悩まされながら、じっと我慢の財政運営を行ってまいりました。

現時点において、厳しい財政状況が解消されたわけではございませんが、少しずつ着実に改善に向かっております。これにより、令和7年度予算ではこれまでの行政サービスを維持しながら、さらなる災害対策や福祉・教育環境の充実等に予算を重点配分することができました。

それでは、就任以降、私が掲げてきた5つの重点項目における新年度の町政運営についての基本的な考え方や思いを述べさせていただきます。

1つ目は、財政再建であります。

財政再建は河合町の最重要課題と考えております。本町では、他市町村よりも急激な人口減少や高齢化による町税の減収、社会保障関係経費の増加などといった構造的な理由に加えて、本町の土地開発公社解散に伴い、町が当該公社の債務を肩代わりするため、平成25年度に借入れた第三セクター等改革推進債の償還が町の財政状況を悪化させている大きな要因となっております。

奈良県では、令和2年度から財政状況が厳しく健全化が必要な自治体に対して重症警報を発令しており、本町も該当しております。これを受け、県と財政健全化に向けた合同勉強会などで協議しながら、財政健全化計画を策定し取り組んでいるところでございます。着実に町の財政状況は、少しずつではありますが改善に向かっております。

町では安定的な財政運営が行えるよう、歳出削減はもちろん、歳入確保にも取り組んでおりますが、住民の皆様の安全・安心に関する施策や町の活性化に関する施策などにつきましては、継続的に実施していく必要があると考えております。

しかし、公共施設の老朽化に伴う維持管理経費や、住民の高齢化に伴う社会保障関係経費の増大など、歳出削減にも限界があります。一方、歳入では、国からの地方交付税などの見通しも不透明な状況ではございますが、そのため、町では現在、ふるさと納税の拡充や、町有地の貸付けを含めた積極的な活用・売却、未実施施設の地籍調査などによる適正課税、さらには実を結ぶには時間がかかりますが、企業誘致についても着実に進め、財源の確保に努めてまいります。

令和7年度予算につきましては、依然として厳しい状況が続くことが見込まれますが、町の将来を担う子供たちが日常的に使用する学校や公園等を改修するとともに、新型コロナウ

ウイルス関連や帯状疱疹にかかるワクチン接種事業等の予算を増額するなど、住民の皆様によりよい生活環境の形成を推進していくことを念頭に置き、予算編成を行いました。

その結果、令和7年度の一般会計予算額は80億6,000万円で、前年度比9億6,000万円、10.7%の減少となっております。

2つ目は、災害対策です。大規模災害への備えの事業を継続し、実施をいたします。

不毛田川の内水対策事業につきましては、今年度より本格的に事業着手をしており、不毛田川流域にお住いの皆様の生命と財産を守るため、一日も早く全ての調整池の整備実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

ため池の耐震化では、堤体が決壊した場合、家屋等に甚大な被害を及ぼすおそれのある5つのため池の改修整備を行ってまいります。これまで2つのため池の耐震化が完了しており、残り3つのため池につきましても、整備着手に向けて現在、協議を進めているところでございます。

橋梁の耐震化につきましては、災害時等における緊急輸送道路に指定されている西名阪自動車道に架かる橋の改修を順次行っております。対象となる3橋のうち2橋につきましては既に整備が完了しており、現在、主要な通学路となっております平山橋について、耐震化に向けて設計業務を完了し、令和7年度より耐震化工事を順次進めていく予定でございます。

また、令和5年度より事業着手しております地籍調査事業につきましては、災害復旧の迅速化、また土地境界トラブルの防止、土地取引の円滑などが期待できます。今後、いつ起こるか予測のできない災害への備えとして、さらにスピード感を持って事業を邁進してまいりたいと考えております。

次に、住民の皆様の生活の利便性向上に向けたインフラ維持管理でございます。

今年1月28日に埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故につきましては、誰も予測できない痛ましい出来事でありましたが、この事故を機に、安心して通行できる環境を提供するという重要性を改めて痛感したところでございます。舗装工事などにおける快適性も重要ではありますが、なお一層、施設等の点検を強化し、また今後、国や県などの対応にも注視しながら、町として安全性確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、第三小学校の利活用事業につきましては、2期工事が完成間近となっており、4月1日より新たに旧校舎1棟を町立公民館としてリニューアルオープンいたします。残りの校舎の利活用につきましては、今後、住民の皆様方に多くの意見を賜りながら、施設全体として防災機能の充実をはじめ、快適性や安全性を重視しながら、魅力を高める整備方針をまと

めてまいりたいと考えております。

次に、広域避難所の環境整備といたしまして、令和7年度には町立小学校2校の体育館に新たに空調整備を予定しております。残りの避難所につきましては、計画的に整備を行ってまいります。併せて、災害に備え今後も計画的に災害備蓄品等の充実を図ってまいります。

防災マップにつきましては、令和2年3月に作成以降、奈良県の中小河川である佐味田川と不毛田川の洪水ハザードマップが追加されるなど、内容に変更が生じているため、新たな情報も盛り込んで更新し、各家庭に配布させていただく予定でございます。

また、ソフト面では、防災士ネットワークの拡充や行政と総代・自治会長との連携化を図ることで、災害時における被害の最小限化に努めてまいります。

3つ目は、組織改革であります。

令和6年4月に各部署を6部21課から5部17課に統合し、連携強化及び効率化を図るとともに、職員配置では同部署での勤務が長い職員につきましては、他分野でも活躍できる職員を育成するためのフレキシブルな人事異動を行いました。今後も、社会情勢や国の状況を注視しながら、より効率的かつ経済的な組織体制への見直しを検討してまいります。

また、今年度新設した観光振興課では、廣瀬神社の砂かけ祭や古墳群などの歴史的遺産、馬見丘陵公園などの観光資源を生かした観光PRを発信するとともに、周辺市町村との連携による周遊ルートの確立、また、誘客を受け入れる飲食店や商業施設の誘致など、町が持つポテンシャルを最大限に活用した上で、少しずつではありますが、町の魅力を高める観光戦略を邁進してまいります。

4つ目は、子育て・教育環境の充実であります。

子ども医療費助成にかかる一部負担金につきましては、通院についての自己負担を奈良県基準より緩和して実施しているところですが、本町ではさらに保護者の経済的な負担を軽減するため、町単独事業として無償化の検討を進めてまいります。

令和7年度より新たに不妊治療費用の補助や、産婦健診、また1か月児健診等の費用助成を実施いたします。また、引き続き子育て世帯訪問支援事業や産後ケア事業を実施することで、安心して子供を産み育てることができるよう環境を整えてまいります。

また、全ての妊産婦・子育て世帯・子供に対し一体的な相談支援を行う機能を持つこども家庭センターの充実を図り、今後も子育て家庭の皆様方に寄り添える体制を推進してまいります。

次に、かがやきの森こども園では、令和5年度に導入した保育業務支援システムで使用する

るために各保育室と職員室にタブレットを設置しております。令和6年度にはさらに台数を増やし、様々な機能を活用し、保育業務のICT化による業務を効率化し、労働環境を整えることで、保育の質及び保護者の利便性の向上に努めてまいります。

また、親の就労の有無にかかわらず、保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」につきましましては、令和8年度の実施に向けて保育事業の体制を整えてまいります。

次に、学校教育の取組といたしましては、子供の教育の充実を図るため、ICT教育や外国語教育について、支援スタッフの充実やサポート体制を整え、英検など検定にチャレンジする子供たちを引き続き応援をさせていただきます。

次に、特別支援教育関連として、特別な教育ニーズのある児童生徒の支援及び指導水準のアップと内容の充実を図るため、全ての町立小中学校に教育支援ソフトを導入し活用をいたします。特別な教育ニーズのある児童生徒の支援及び指導方法の見立てや教材研究に極めて有益であり、指導力のアップを期待するものであります。

GIGAスクール構想事業では、小中学生が利用しているタブレットPCを更新し、GIGA第2期端末導入事業として、奈良県の共同調達により導入をいたします。町内の小中学校の施設につきましましては、国・県の補助金を活用しながら施設の整備を進めてまいります。

小学校施設では、第二小学校給食棟建設に伴い設計業務を発注し、安心安全な給食が提供できるように努めてまいります。

中学校施設といたしましては、第二中学校の老朽化対策として屋上防水と校舎外壁整備に伴い、設計業務に着手してまいりたいと考えております。

また、小中学校の給食費等の無償化につきましましては、令和6年度から拡充を図り、国の交付金を活用し、令和7年度は1年間の半額を補助いたします。国や県に対して、引き続き小中学校給食費の無償化に向けて要望を続けてまいります。

次に、生涯学習における環境整備として、旧第三小学校においては昨年4月に町立体育館、そして今年4月には町立公民館を開設する予定となっております。町立公民館につきましましては、大・小会議室や多目的室、また、新たにエレベーターや授乳室、バリアフリースイレなど、安全かつ快適に利用できる施設として整備を行いました。

持続可能なスポーツ・芸術文化活動の環境整備を行ったことにより、住民の皆様が健康で心豊かに暮らせる町の実現に向け、取り組んでまいります。

児童を健やかに育てる施設で、また住民交流の拠点でもある心の交流センターにつきましましては、施設の安全性及び世代を超えた利用環境の確保を目指した改修を行います。

5つ目は、生活環境の充実であります。

障がい政策の推進として、内部障がいや難病など、外見では障がいの有無が分からないため支援が届きにくい方への支援策として、支援してもらいたい内容を記載したヘルプシールを作成いたします。支援をしてもらいたい内容を記載したシールをヘルプマークに張りつけることで、周囲も支援に気づきやすく、また、より具体的な支援が受けられやすくなります。支援や配慮を必要とされる方が生き生きと暮らせるまちづくりを目指します。

保健事業では、本年4月より带状疱疹ワクチンが定期接種となることから、接種者の負担軽減を図るため、本町では65歳以上の5歳ごとではありますが、接種費用の補助を行います。

次に、すな丸号の運行については、令和7年4月より町立公民館が旧第三小学校に移転することに伴い、拠点を町立公民館に移すとともに、運行ルート及びダイヤの再編を行います。今後も住民の皆様のご意見をいただきながら、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

また、ごみ処理のうち、可燃ゴミの処理につきましては、本年10月からまほろば環境衛生組合が安堵町において建設している廃棄物中継施設を経由し、山辺・県北西部広域環境衛生組合が天理市内へ建設したところに搬出を開始いたします。

本町におきましては、処理方法の変更に対応するための仮ストックヤード建設や新たな分別方法の周知などの準備を行い、確実な移行を進めてまいります。また、可燃ごみ以外の広域処理への参加につきましては、様々な方向から検討し、協議・調整を行ってまいります。

また、空き家については、全国的に増加傾向にある状況の中、町内では、危険空家解体補助制度の活用を含む解体及び利活用が進んだことにより、令和6年度では前年度よりその数が減少するなど、対策の成果が見られているところであります。

引き続き、管理されずに放置されている空き家について、河合町空家等対策の推進に関する条例に基づき適切な管理を依頼するとともに、空き家の利活用及び流通促進対策として株式会社カチタスとの連携の推進や、令和8年度に設置予定の空家相談ワンストップ窓口組織である、かわい空家等対策プラットフォームを、さらに住宅診断（インスペクション）や危険空家等解体補助制度も引き続き進めてまいります。

公営住宅等の対策について、財政負担の削減、施設の長寿命化を目的に策定した、公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止が予定されている公営住宅泉団地から改修済みの住宅への住み替え事業を開始しており、引き続き事業を進めてまいります。

また、施設の長寿命化を図る他の公営住宅等についても、計画に基づき整備を進めているところであり、今後、公営住宅等の有効活用策として、用途変更の見直しも検討をしてまい

ります。

次に、都市計画マスタープランについてですが、現在策定を進めている上位計画である総合計画との整合を図りながら改定作業を進めているところであります。地域の特性に特化した人口の増加につながる魅力あるまちづくりの施策をお示ししてまいりたいと考えております。

企業誘致につきましては、解消する課題などは多くありますが、それを実現するための仕掛けづくりが重要であると考えており、今後の町の発展には欠かせない施策であり、新たな企業進出により税収入などの町の収益の向上、また雇用の促進や土地の有効活用、また町のにぎわい創出など多くのことが期待できます。

また、駅周辺の土地活用についてもあらゆる視点から町のにぎわい創出や利便性を高める政策を検討し、馬見丘陵公園の玄関口である近鉄池部駅の駅名変更や、駅周辺だけではなく広域での交通ネットワークの構築などについても引き続きスピード感を持って関係機関などとの協議を進めてまいります。

農業振興につきましては、現状、また今後の課題として、農業従事者の高齢化や担い手不足などの問題に直面をしております。町内には多くの耕作放棄地が点在している現状の中、今後においては新たな農業施策の推進が求められていると感じております。

具体的な内容については、現在、検討を進めているところですが、一団の土地を農業振興ゾーンとして整備し、生産者の方々の労働意欲をかき立てるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。

次に、水道事業につきましては、大きな転換期を迎えようとしております。

これまで町の単独経営により行ってきました水道事業につきましては、本年4月より県域水道一体化として奈良県を含めた26市町村で構成される、奈良県広域水道企業団として水道事業が開始されます。その目的としては、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、水道事業が直面する課題に対応し、連携して広域で水道の基盤強化を図ることにより、住民の皆様に対し安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを目的としております。

以上、新年度の施政方針及び施策の概要を申し上げます。

最後に、今定例会で提出しております、河合町総合計画（案）につきましては、河合町まちづくり自治基本条例第26条に基づき、今後目指すべき本町の将来像とその実現のための施策を取りまとめたものであり、まちづくりの羅針盤として、本町の最上位計画と位置づけ、

国・県の動向や社会経済情勢なども踏まえ、新年度より町議会の皆様、また住民の皆様と共に具体的な事業を総合的かつ計画的に展開していくことになります。

河合町を「より魅力的で活力のある、暮らしやすい町」にするためのこれらの施策に、議員並びに住民の皆様には、ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。どうかよろしくお願いをいたします。

ご清聴ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、6番、坂本博道議員、7番、長谷川伸一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

2月26日と本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、梅野美智代議会運営委員長より会期等について報告願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代委員長。

○3番（梅野美智代） 去る2月26日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月5日より3月21日までの17日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日5日が本会議。

一般質問は7日金曜日と10日月曜日の午前9時30分からといたします。

総務文教常任委員会を11日火曜日午前10時からといたします。

厚生建設常任委員会を11日火曜日午後1時30分からといたします。

予算審査特別委員会は13日木曜日午前9時30分から、14日金曜日午後1時30分から、17日

月曜日 9 時30分から、予備日は同日の午後 1 時30分からの予定です。

本会議最終日は21日金曜日午前10時からといたします。

なお、本日に審議いたしますのは、議案第30号と承認第 1 号を上程し、審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期日程については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日 5 日より21日までの17日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より、議案第 1 号より議案第32号までの32議案、承認第 1 号の 1 承認、同意第 1 号から第 7 号の 7 同意について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、令和 7 年 3 月定例会に上程いたされました議案第 1 号から第32号までの32議案、承認第 1 号の 1 承認、同意第 1 号から第 7 号までの 7 同意、合計40案件について、順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号 令和 6 年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,840万3,000円を追加し、予算総額を97億5,182万7,000円とするものでございます。

第 2 条、繰越明許費の補正につきましては、4 ページ上段をお願いします。

合計 5 事業で、5 億1,775万7,000円を計上しております。

第 3 条、地方債の補正につきましても 4 ページをお願いします。

4 事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を19億1,669万8,000円と

するものでございます。今回の補正は主に事業等の決算見込みに伴う増減、また補正のうち報酬、給料、職員手当等及び共済費の人件費につきましては、職員の退職や育児休業等による減少及び人事院勧告に準拠した給与改定による増加などとなっておりますので、それ以外のものについて説明させていただきます。

それでは、内容について、歳出からご説明いたします。

16、17ページの中段をお願いします。

目8防犯対策費では、78万4,000円を一般財源から国庫補助金へ財源を振り替えるものでございます。

目11減債基金費では、普通交付税の追加交付に伴う臨時財政対策債償還分の増加及び緊急内水対策事業費の額確定による減少により、合計2,695万1,000円増額。

目38物価高騰対応重点支援地方創生等事業費では、学校給食費の負担軽減及び食材費の一部補助、また防犯カメラ設置及び防犯電話購入を補助するとして、合計4,786万9,000円増額するものでございます。なお、この事業については国庫補助金が100%充当されます。

次に、22、23ページの下段をお願いします。

目2児童福祉施設費では、保育施設の運営形態の変更及び児童数の増加により、1,410万5,000円増額するものでございます。

次の24、25ページの中段をお願いします。

目3児童措置費では、子育て支援生活支援特別給付金における令和5年度の精算により、償還金を15万円増額するものでございます。

次に、28、29ページの上段をお願いします。

目2塵芥処理費では、広域化に伴う仮ストックヤード建設工事費として511万円増額するものでございます。

続いて、36、37ページの上段をお願いします。

目2事務局費では、保育施設の運営形態の変更により、子育てのための施設等利用給付費を348万4,000円減額するものでございます。

中段にございます目2中学校教育振興費では、教科書改訂に伴い、教職員用指導書及び教科書の購入費として589万6,000円増額するものでございます。

次に、歳入についても、主に事業等の決算見込みに伴う財源の増減となっておりますので、それ以外のものについて説明させていただきます。

8、9ページの上段をお願いします。

地方交付税では、普通交付税の再算定により 1 億1,207万6,000円増額するものでございます。

次の10、11ページの上段をお願いいたします。

国庫補助金のうち、目 7 総務費国庫補助金では、新たに地方創生臨時交付金事業の財源として4,865万3,000円増額するものでございます。

次の12、13ページの上段をお願いします。

基金繰入金では、歳入歳出予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を5,323万8,000円減額、下段の町債では、事業の決算見込みや追加事業に伴う財源の増減により、合計2,290万円減額するものでございます。

以上、歳入歳出5,840万3,000円の増額補正となっております。

次に、議案第 2 号 令和 6 年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

歳入歳出予算総額に増減はなく、決算見込みに伴い、歳入予算を14万8,000円振り替えるもので、4、5 ページの国民健康保険税を減額し、繰入金を増額するものでございます。

次に、議案第 3 号 令和 6 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ400万円を追加し、予算総額を 5 億4,093万2,000円とするものでございます。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の額確定によるもので、8、9 ページの歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を、6、7 ページの歳入では、後期高齢者医療保険料をそれぞれ400万円増額するものでございます。

以上、歳入歳出400万円の増額補正となっております。

次に、議案第 4 号 令和 6 年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、議案第 1 号 令和 6 年度河合町一般会計補正予算等と同様、人事院勧告に準拠した給与改定によるもので、人件費を151万3,000円増額するものでございます。

議案第 5 号 令和 6 年度河合町下水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、議案第 1 号 令和 6 年度河合町一般会計補正予算等と同様、人事院勧告に準拠した給与改定により、収益的収入及び支出でそれぞれ62万5,000円、また、企業債元金償還金の不足により、資本的収入及び支出で 1 万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次の議案第6号から議案第11号までの6議案につきましては、令和7年度河合町一般会計並びに4特別会計、1企業会計の当初予算となっております。これらの議案につきましては、予算書及び予算に関する説明書と予算案の概要により簡単に説明させていただきます。

それでは、議案第6号 令和7年度河合町一般会計予算について説明させていただきます。予算書3ページ並びに予算案の概要の15ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を80億6,000万円と定め、前年度当初予算額との比較では9億6,100万円の減額、率で10.7%の減となっております。

第2条、地方債につきましては、予算書10ページをお願いします。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、表のとおり11事業、限度額を5億9,880万円とするものでございます。

第3条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を25億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合を定めております。

次に、議案第7号 令和7年度河合町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算書267ページ並びに予算案の概要の83ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算では、予算の総額を19億3,400万円と定め、前年度予算額との比較では4,000万円の減額、率で2.0%の減となっております。

第2条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合を定めております。

議案第8号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算書301ページ並びに予算案の概要の85ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算では、予算の総額を110万円と定め、前年度予算額との比較では56万円の減額、率で33.7%の減となっております。

次に、議案第9号 令和7年度河合町介護保険特別会計予算につきましては、予算書317ページ並びに予算案の概要の87ページをお願いします。

保険事業勘定につきましては、第1条、歳入歳出予算で予算の総額を22億4,400万円と定め、前年度予算額との比較では、1億2,100万円の増額、率で5.7%の増となっております。

第2条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に

より、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用することができる場合を定めております。

議案第10号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算につきましては、予算書355ページ並びに予算案の概要の101ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算では、予算の総額を5億7,800万円と定め、前年度予算額との比較では4,200万円の増額、率で7.8%の増となっております。

次に、議案第11号 令和7年度河合町下水道事業会計予算につきましては、別冊の下水道事業会計予算書1ページ並びに予算案の概要の103ページをお願いします。

第2条、業務の予定量は、予算書のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額及び支出額ともに7億3,669万2,000円と定めております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を2億9,765万8,000円、支出額を4億3,483万9,000円と定めております。

第5条、企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり3事業、起債限度額1億7,390万円と定めるものでございます。

第6条、一時借入金につきましては、限度額を9,500万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、その範囲を収益的支出及び資本的支出のそれぞれ各項の間と定めるものでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費1,846万9,000円と定めるものでございます。

第9条、他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助を受ける金額として1億4,350万6,000円と定めるものでございます。

次に、議案第12号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることにより、本町の条例において、同法を引用している箇所について所要の改正を行うものでございます。なお、この条例は改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行の日から施行するものです。

議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、刑法等の一部が改正されることにより、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑が創設されることに伴い、本町の条例において設けている罰則の規定について所要の改正を行うものでございます。なお、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものです。

次に、議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策支援法の一部を改正する法律により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等が講じられることに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和6年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されたことを受け、条例の一部を改正するものです。改正の内容としましては、若年層を中心に給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ引き上げる改正などを行うものでございます。なお、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し令和6年4月1日から適用するものであり、その他の規定は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和6年人事院勧告の趣旨に沿い、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことを受け、条例の一部を改正するものです。改正の内容としましては、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。なお、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し令和6年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第17号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和6年人事院勧告の趣旨に沿い、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことを受け、同法の例により、期末手当を支給するとされている国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に基づき、国会議員に支給される期末手当の支給月数が引き上げられることに伴い、条例の一部を改正するものです。改正の内容としま

しては、町長等と同様に期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。なお、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し令和6年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第18号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましても、議案第15号と同様に令和6年人事院勧告に基づき、条例の一部を改正するものであり、給料月額及び期末手当並びに勤勉手当の支給月数を引き上げる改正などを行うものでございます。なお、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し令和6年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、学校保健安全法及び同法施行規則に準じて、来年度から町立認定こども園において、毎年度2回の歯科健診を行うことに伴い、学校歯科医の報酬額に関する規定の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第20号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部が改正されることにより、後期高齢者支援金等賦課額にかかる賦課限度額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第21号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、共働き世帯が増えていることなどにより、学童保育所のニーズが高まっていることに対応するため、みなし支援員に関する経過措置を延長するために条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第22号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、栄養士法の一部が改正されたこと及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、それぞれ必要となる所要の改正を行

うものでございます。なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第23号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、介護保険法施行規則が改正されたことにより、条例において同法を引用している箇所について所要の改正を行うものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものです。

議案第24号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、栄養士法の一部が改正されたことに伴い必要となる所要の改正を行うものでございます。なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第25号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、介護保険法施行規則が改正されたことにより、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、柔軟な職員配置を可能とするための改正などを行うものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものです。

議案第26号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令における非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償にかかる補償基礎額等が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第27号 河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令において、非常勤消防団員の処遇改善を図るため消防団員等公務災害補償等共済基金または指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上区分が追加されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第28号 河合町水道事業の設置等に関する条例の廃止についてでございます。

このことにつきましては、本町の水道事業が奈良県広域水道企業団に事業統合されること

に伴い、河合町水道事業の設置等に関する条例を廃止するとともに、関係条例の規定について所要の整備を行うものでございます。なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第29号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議についてでございます。

このことにつきましては、令和7年3月31日をもって奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止するための協議を関係団体と行うため、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第30号 工事の請負契約についてでございます。

このことにつきましては、不毛田川流域内水対策事業調整池整備工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書とは別に、資料といたしまして入札執行結果、仮契約書の写し、工事の概要図を配付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

議案第31号 河合町道路線の廃止についてでございます。

このことにつきましては、河合町道路線の一部を廃止するために道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第32号 河合町総合計画を定めることについてでございます。

このことにつきましては、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するために、河合町まちづくり自治基本条例の基本理念及び基本原則に基づき策定する町の最上位計画である河合町総合計画について、河合町議会基本条例第21条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

令和7年1月16日に専決処分いたしました令和6年度河合町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,738万8,000円を追加し、予算総額を96億9,342万4,000円としたものでございます。

今回の補正につきましては、ふるさと納税の増収に伴う返礼品経費等の不足見込みによる増額、また、国の物価高騰対応重点支援事業として、低所得者の世帯及び児童に対して給付金を支給するものでございます。なお、この事業については国庫補助金が100%充当されま

す。以上、歳入歳出9,738万8,000円の増額補正となっております。

次に、同意第1号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、委員任期の満了に伴い、引き続き高林昇氏を政治倫理審査会委員に任命したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

同意第2号から同意第7号につきましても政治倫理審査会委員の選任についての議案であり、同意第2号につきましては、引き続き山下栄二氏を選任するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第3号につきましては、引き続き樋口俊夫氏を選任するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第4号につきましては、引き続き村田雅信氏を選任するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第5号につきましては、引き続き中野昇氏を選任するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第6号につきましては、引き続き福本優子氏を選任するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第7号につきましては、引き続き仲井大雅氏を選任するために議会の同意を求めるものでございます。

以上、上程いたされました40案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（疋田俊文） 10分間暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第30号 工事の請負契約についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、質問をさせていただきます。

配付いただいた資料、本日頂いている資料を基に質問をさせていただきます。何点かあるんですけども、ご了承ください。

まず、入札執行結果のほうを見ますと、入札参加申請期間、これ2行目です。令和6年12月24日から令和7年1月17日、これ年末年始を挟みますと、土日を省くと、令和6年は4日間、令和7年1月から平日を換算しますと10日間です。合計すると14日間。14日間の入札参加申請期間、実質的な日にちで換算すると。こういった形のものが本来許されるものなのか、法的な根拠、そういったものをまずお示しいただければと思います。

それと、内容についてなんですが、入札の結果として契約書等をもらっている、資料として頂いているんですけども、これ従前、説明会を行って内容については理解しております。しかしながら、入札結果が出たという形のものは、実際に仮契約を結ばれたということについて、我々議会側に対してもっと早い段階でお話いただくことはできなかったんでしょうか。

この2点、質問させていただきます。

○議長（疋田俊文） 総務課長。

○総務課長（西村直貴） まず、1点目の申請期間についてお答えをさせていただきます。

今回入札の工事の申請、閲覧期間については、特段取り決めはございませんが、申請期間については、土日、年末年始の祝日を除く13日間、閲覧期間については、年末年始を除く19日間という形で設定をさせていただいています。

また、庁舎での各書類の配布に関しては開庁日のみとさせていただきますが、告示後、期間中については申請書類に関していつでも申請、確認ができるように、町ホームページに掲載をさせていただいております。

また、建設新報にも、申請期間の開始日である24日付で記事の掲載をさせていただいております。以上のことから閲覧、申請期間に関しては十分期間が取れているものと考えてお

ります。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 2回目の質問をさせていただきます。

では、入札の種類として書かれている一般競争入札、この意義と目的、これをお話しいただけますか。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 今回の入札に関しましては、一般競争入札という形で特段入札参加申請等を上げていただいた業者ではなく、広く入札に参加していただけるように、郵送による一般競争入札という形でさせていただいております。

以上です。

（「議長、ご答弁の内容が私としては、目的と意義ですね、そのように質問させていただいておりますので、その辺のところをご答弁いただいていないと思うんですが」と言う者あり）

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 私から、総務法制の部門も兼務しておりますので、その立場からお答えいたします。

一般競争入札でございますが、まず地方自治法上、地方自治体が何か売買なりの契約を結ぶ際には、一般競争入札を原則としてその相手方を決めるというのが大前提として規定されております。

その上で、政令に定める基準におきまして、指名競争入札であったりとか、随意契約という方法によることができる。すなわち今回の入札に当たりましては、その大原則にのっとり広くその事業者を募り、執行されたものとなっております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） すみません、常盤議員のほうからご質問いただいた答えがまだでしたので、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の仮契約書の公表、事前にするべきではなかったのかというお話しございました。こちらの対応といたしましては、そのやり方、手法がよかったかどうかはあるんですけども、2月5日に一般競争入札の開札を行っておりまして、2月7日付におきまして、議員の皆様方に諸事連絡事項というところでご報告をさせていただいたというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からは、令和6年12月23日に入札告示になりました告示第39号についての内容について質問いたします。

入札審査のほうの長であります副町長にお尋ねします。

この告示第39号を拝見しますと、2項目めに一般競争入札に参加する者に必要な資格としまして、ちょっと読み上げますと、河合町建設工事入札参加資格を有する建設業者3者以内で構成される特定建設工事企業体であって、次に掲げる条件、これはちょっと省きますけれども、この文章を読みますと、あくまでも特定建設企業団しか資格はないのか、それとも一般的に単独企業での入札ができるのか、その点ちょっと明らかにしていただきたいんですが、教えていただけますか。

○議長（疋田俊文） 課長。

○総務課長（西村直貴） 今回の一般競争入札に参加する必要な資格としては、3者以内で構成される特定建設工事共同体のみ参加できるという形になっております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） その点、3者以内で構成される特定建設工事共同企業体というのはどういうものか、具体的にご説明いただけますか。

○議長（疋田俊文） 課長。

○総務課長（西村直貴） 3者以内ということですが、法に規定する経営規模等評価結果通知の評定値における総合評定値が、土木一式で1,300点以上、共同企業体の代表者以外、その他代表以外の工事事業者の場合は900点以上、この点数を持った事業者で構成される共

同体という形で考えています。

以上です。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 1点、回答していただいていない点であります。単独企業で土木一式1,300点以上の企業は、入札できるのかできないのか、その点ははっきり教えていただけますか。

○議長（疋田俊文） 課長。

○総務課長（西村直貴） 参加はできません。単独企業では参加はできません。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今回の案件についてどうこうじゃないんですけれども、書いておられるところで、結果のところでは気になったので、入札参加業者1企業体ということで、ほかの企業体はだから応募しなかったと、この件を鑑みて、町の幹部の方は、町長もしくは副町長、答えていただきたいんですけれども、将来的に河合町としては、今までどおりのこのような入札を続けるのか。

それとも他町、他市で行われている電子入札に踏み切っていくのか、その辺のお考えをちょっと聞かせていただきたいです。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいまの議員から電子入札についての検討しようとか、いかんというような趣旨のご質問かと思えます。

現時点において、河合町において電子入札の導入が進んでいるというわけではございませんが、将来的な導入を否定するわけではございませんので、情報収集してフラットな目でメリットが多くあるのであれば、やっていきたいなと思っておりますが、今のところ聞いておる話では大規模な自治体ほど導入しやすい、導入のハードルが低いというようなことも聞いておりますので、周りの状況、同規模の団体等の動き等もよく注視して判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4 番（佐藤利治） 私、気になっているのは、この1企業体だけしか参加しなかったということにこだわっています。

斑鳩町とか、広陵町、もう自転車でも行ける距離なんで、行っていただきたいんです、勉強しに。どういうふうにやっているかというのを。その辺のことを踏まえて、できたら将来考えてみるとか、大規模な都市がやっているけれども、うちは大規模じゃないというようなことを今おっしゃられたと思うんですけれども、そんなことはないですよ。隣町でやっているわけですから、その辺のことをちょっと明確にお答えできますか。

今、それが世の中の流れだと思いますので、お願いします。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 議員おっしゃるとおり、世の中に徐々に広がっているというのは間違いない事実でございます。

河合町はいついつまでに導入するとか、そういったことは、すいません、現時点の検討状況では明確にお答えすることはできませんけれども、議員にご意見頂戴したとおり、周辺、隣町等の情報というのは非常に有用だと考えておりますので、情報収集に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6 番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6 番（坂本博道） 3点伺います。やや重なるようなところもあるんですが、改めて伺います。

1つは、入札は1件だということなんですが、工事したときの応札は何件でしょうか。

それからもう一つは、入札が結局1件だったということについては、工事そのもの及び設定価格等含めて、何らかの要因というのは1社しかなかったのは考えられるでしょうか。

それから3点目は、今回2者の共同事業体ですけれども、単体事業としては入札資格というのは本来ない状況にあったんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 課長。

○総務課長（西村直貴） まず、入札に関しては1件、応札に関しても今回1件になっております。

参加申請という部分では1者なんですけれども、告示後、閲覧期間、申請期間においては、

設計図書の貸出しを２者で行っております。そのうち１者に関しては、その後の参加申請の提出がなかったという状況であります。最終的には、１者の応札によって入札で終了をしております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○６番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○６番（坂本博道） ちょっと回答がなかった分も含めて、２回目として伺いますが、今回２つの事業体のジョイントということで入札されているんですけれども、単体としては、先ほど説明があったような入札資格というのは、本来なかったようなものなのかということも、２回目として言っています。

それと、やはり先ほど一般競争入札をしたときのメリットとしては、当然競争ということがあるんですが、今回、結局１者になってしまうということになると、競争という形がいわば評価できなくなりますけれども、そういう点では、入札によっては１者だけしかないというときには、やり直し含めて考えると、そういう事例というのは本来あるんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 課長。

○総務課長（西村直貴） まず、１問目の単独でいけるかという形なんですけれども、この部分に関しましては、先ほど長谷川議員のところでお話しさせていただきました共同企業体のみの入札をお願いしていますので、単独でというのは考えられない、申請ができないという形になっております。

次が、一般競争入札の１者の場合のやり直しという部分なんですけれども、まず説明をさせていただいた閲覧期間、工事の申請期間、閲覧期間を、広く入札に関しての周知をさせていただいた上での入札参加申請を受けての入札という形になりますので、１者の場合であってもやり直しというのはなく、１者でも入札が成立するという形で考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○１０番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○１０番（馬場千恵子） 素朴な質問なんですけれども、森本組さんのほうから企業版のふるさと納税ということで５００万円を頂いているんですけれども、今回、契約されている森本組

さんと同じ会社なのかどうかというのを聞きたいのと、それと、今回契約について、森本組さんについては、2020年10月に河内長野の工事現場でくい打ち機が転倒するという事故があります。もちろん今、されようとしている工事とは、また中身的、内容的には違うかもしれないのですけれども、そういった情報も報告されているのですけれども、それをご承知の上での契約だったのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 課長。

○総務課長（西村直貴） まず、1問目の企業版ふるさと納税の会社か、同じかどうかということなんですけれども、同じ企業体でございます。

2つ目の落札業者の過去の工事についてということですが、今回入札に関して参加申請の際に、同種の施工工事というのは実績を求めていますがおりますが、過去の事故のあった工事というのは、正直なところ情報収集不足でありました。

以上です。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 工事の事故なんですけれども、くいが倒れるということで停電も起こって、近隣の住宅がちょっと損壊したということもありましたので、また注視していただきたいなというふうに思っております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論を行います」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 誠に残念ながら反対討論をさせていただきます。

事業推進に関しましては、しっかりと私自身は賛成しております。しかしながら、今回の入札の手続について、私としては、これでは業者いじめにつながるのではないかと。ひいては、工事の品質が担保できないのではないかと非常に危惧している意味合いとして、反対をさせていただきます。

理由としましては、入札の参加申請期間、年末年始含んだ形で13日間という形で設定したと、これが一般競争入札の目的とする広く募るという目的を実際果たしているのか。また、参加、応札した業者さんと入札した事業者さん1企業体であると。そういった中で、よくぞ

出してくださったと、入札の申込みをしてくださったなど安心してるところであります。これもし不調であつたらどうなることか。緊急対策工事ですからね、この工事に関しましては。

その中で応札してくださった、入札してくださった業者さん、工事価格、自分たちですべき契約の金額を打ち出しているんですよ。この短期間の中でこれを求めるということ自体が、私としては少し異常ではないかなと。これが先ほど申し上げた業者いじめになるのではないかなと。

そういった意味合いで、今後、在り方を考え直してほしいという意味合いで、私は反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からも反対討論をいたします。

防災上の観点から、不毛田川流域内水対策事業として調整池の工事は進めなければならないと考えます。令和4年当初、10年に一度の豪雨対策として、奈良県のシミュレーションをベースに、河合町が事業計画を作成されました。

近年、気候変動により30年に一度、50年に一度と、想定以上の豪雨がこの奈良県でも発生しております。このようなことを考えますと、限られた用地に自然流下形式の調整池でなく、費用対効果もよく考えていただき、貯水容量増大を図るため、不毛田川の川底以上の深度で揚水式調整池の建設が望ましいと考えます。

以上の理由により反対いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私のほうからは、賛成討論をさせていただきます。

先ほども述べましたけれども、1企業体しか参加できていない、これは河合町側の問題です。森本組さん、岡田建設さんのJVの問題ではございません。だから、河合町側の体制の問題なので、私はその辺をもう明日からでもすぐ変えていただきたいという思いを込めて、それと、先ほどから必要だと言う反対議員からも声が上がっています。必要です。

来月、大雨が降って、そうなったときに、そのときに、問題が出たときに責任を取るのは河合町でございます。私らがこれを決めるわけですから、その観点からも、やはり一日でも早い、地元の地域の方の念願でございます。それを1企業体しか参加しないということで阻止するのはおかしいと私は自分では思っております。

よって、一日も早い安全な工事を行っていただきたいと思い、賛成したいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結します。

これより、議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第30号 工事の請負契約については可決されました。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） よろしいですか。それでは、一つは今回の補正のときに、歳入部分で寄附金のふるさと納税分を4,000万円、この時期として増額補正しているのですが、この時期にこの分を、こういう処理をするということの意味合いですね。

要するに、予算は6,000万円だったんですけれども、1億円を超える見込みがあったということもあるのか。プラス財源として予算上確保するというか、そういう意味もあるのか。それで、最終的には決算処理で確定するのか、このあたりの、この時期にやることの意味を教えてください。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

ふるさと納税の部分につきましては、収益の部分というのがかなり増えてきているという状況の中で、今後、予算以上の収益が見込まれるということで補正のほう、すいません、先月も上げさせていただきました。12月の時点で補正を上げないのはどうしてかというようなところの部分は、そのタイミングでまだ予算として12月時点で返礼品の支払いに関する部分が可能だというような思いの中で12月は上げさせていただきました。

ただ、3月までいくにはもう明らかに不足するということで、1月に専決をさせていただいたということでございます。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今のことに関連して言えば、そういう寄附金、一定の時期で現金としては入ってきているとは思いますが、それはこういう処理をするまでは、何かの形で、別に収入処理をしていないから、何かの形でプールというところとあれですけども、それをどういうふうに処理しながらやってきたのかなというのが一つ。

もう一点は別ですけども、低所得者対策の給付金の事業のほうですが、一応予算としては7,738万8,000円なんですけど、一応繰越しのほうで1,158万3,000円となっているのは、結局この分が年度内執行はできていないので繰り越すという意味なのか。いつまでこれについては受け付ける予定になっているのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 私からは1点目のふるさと納税の収入についてということなんですけども、収入につきましては、その都度その都度、歳入として受け入れているところでございます。

今回、専決という形でさせていただいたのは、それに伴う業者さんへの支払いの部分というものがございまして、受け入れるだけであれば別に専決でなくても結構なんですけども、ただそれに伴う支払いというのが1月分というのも発生しましたので、その分の形で枠という部分を含めまして、この形の1月16日の専決という形で処理させていただいているという形でございます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうから、物価高騰対応重点支援給付金の件でお答えさせ

ていただきます。

繰越明許につきましては、年度内におおよそ執行できないであろうということでの繰越しのほうをさせていただいております。この事業の受付期間につきましては、令和7年5月23日までの受付というふうに考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ふるさと納税、これに対してちょっと質問させていただきます。

今回増額補正ということで、非常によかったなと。当初予算では、果たしてこれ6,000万円もいけるのかなと、減額補正がいるのかなと思っていたぐらいで、いろいろ多分担当課の方が汗をかかれたと思います。

ただ、これほど入ってきても使い道が分からないんです。どこに使っているのか、このお金。だからそれをやはり公表してもらわないと、ふるさと納税した人、河合町にしたけれども、どこに使うてんと、ほか自治体はみんな公表しているんです。こういうものに使って喜んでもらっているとか。

これは必ず3月末までに、どこに使ったとか、使うねとか、そういうのを公表してください。お願いします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

総務部長。

○総務部長（上村卓也） 以前からも、ふるさと納税に対する使途というところの部分が不明だということでご指摘いただいております。3月ということになりましたらちょっと厳しいところはあるかも分かりませんが、締めた後に、どういうところに使用したかというところにつきましては、また公表のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 歳入、一般寄附金増額理由のところなんですけれども、増額に至る形として、どれだけの今現状で寄附金が歳入として入っているか。近々のデータで構いませんのでご答弁いただけますか。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 1月末という形にはなりますが、約8,250万円ということで入ってきております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） そのデータで構いませんけれども、ご答弁いただいたデータで、それぞれ何か目的をつけた形の、附帯条件をつけた寄附という内訳みたいなものは、教えていただくことは可能ですか。

○議長（疋田俊文） 課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） まだはっきりと締めていないという状況がございますので、そのあたりご了承いただいた上で、今使い道ということで、現時点でございますけれども、まず子育てという部分がございます。そちらにつきましては約2,200万円程度。あと教育という部分がございます。そちらと約700万円程度で、福祉関係ということで、こちら約470万円程度で、あと残りの約5,000万円程度、こちらのほうがまちづくりといいますか、今のそれ以外というような形の使い道ということで、寄附者からご希望をいただいておりますのでございます。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質問します。

ふるさと納税について、増額4,000万円に対するあれなんですけれども、手数料640万円計上しております。これのポータルサイト、念のために今何社お願いしているのかと、それと、最近ちょっと話題になっていますポータルサイトから寄附者に対するポイント還元の料金は自治体負担となっております。そういった点も踏まえて、640万円が入っているのかどうか、その点確認をお願いします。

○議長（疋田俊文） 課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 現時点ではポータルサイトは4社でございます。ポイントにつきましても、その部分も含めた形の支払いという形では聞いております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度河合町一般会計補正予算)は承認することに決しました。

◎議案第1号から議案第5号、議案第12号から議案第29号、議案第31号、議案第32号及び同意第1号から同意第7号の委員会付託

○議長(疋田俊文) 日程第5、議案第1号、日程第6、議案第2号、日程第7、議案第3号、日程第8、議案第4号、日程第9、議案第5号、日程第10、議案第12号、日程第11、議案第13号、日程第12、議案第14号、日程第13、議案第15号、日程第14、議案第16号、日程第15、議案第17号、日程第16、議案第18号、日程第17、議案第19号、日程第18、議案第20号、日程第19、議案第21号、日程第20、議案第22号、日程第21、議案第23号、日程第22、議案第24号、日程第23、議案第25号、日程第24、議案第26号、日程第25、議案第27号、日程第26、議案第28号、日程第27、議案第29号、日程第28、議案第31号、日程第29、議案第32号、日程第30、同意第1号、日程第31、同意第2号、日程第32、同意第3号、日程第33、同意第4号、日程第34、同意第5号、日程第35、同意第6号、日程第36、同意第7号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任の声がございましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしでございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第1号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第26号、議案第27号、議案第32号を総務文教常任委員会に付託します。

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第31号を厚生建

設常任委員会に付託します。

同意第1号から同意第7号につきましては、最終日に審議いたします。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 内容について、ただいま議長のほうからご提案があった議案付託の振り分けについて異議がありまして、ご提案いただいているのに非常に申し訳ないんですけども、それについては採決を求めたいと思うのですが、お認めいただけませんか。

よろしければ理由を申し上げたいのですが、発言を機会をいただけますでしょうか。

○議長（疋田俊文） 採決は採らないです。意見はお伺いしますが、採決は採らないということです。

○2番（常盤繁範） では、意見を申し上げさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、今、付託された議案について、議長提案にあったものに対して意見を申し上げさせていただきます。

意見の内容としましては、私としましては非常に憂慮する内容がある議案があるということでございます。その議案に関しましては、議案第32号 河合町総合計画を定めることについてでございます。

この定めることについてという形で、議案の説明の文書に河合町議会基本条例第21条の規定により議決を求めるとあります。その条文には、総合計画の基本構想、それについて町政全般にわたる重要な計画等であることから、議会が積極的に審議を行うものとするとなっております。

ただいま議長よりご提案あった常任委員会付託では、その常任委員会に所属しない議員の質疑回数は1回、これでは全議員が十分に積極的に審議することが不可能。他町の審査手続を調査いたしますと、全員協議会の審査を経て議会へ上程されている事例もあり、河合町議会基本条例第21条が定める審議方法として、必要十分条件を満たした審議方法とは乖離していると考えております。

よって、意見を申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） その件については、意見としてお聞きしました。

しかし、議会運営委員会でも審議し、今回は総務文教常任委員会の付託となりました。で

すので、委員会でしっかりと審議していただきたいと思います。また、河合町では、委員外議員の方も質問できるようになっておりますので、今回も総務文教常任委員会へ付託します。

◎議案第6号から議案第11号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第37、議案第6号、日程第38、議案第7号、日程第39、議案第8号、日程第40、議案第9号、日程第41、議案第10号、日程第42、議案第11号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

特別委員会を設置いたします。

委員会の名称は、予算審議特別委員会といたします。

ただいま設置いたしました委員会の委員数及び委員の選任について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ただいまご発言のあった予算審査特別委員会の名称の部分について、もう一度申し上げていただきたいと思います。

今、「審議」という言葉、聞き取りにくかったので、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（疋田俊文） はい。委員会の名称は予算審査特別委員会といたします。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任については、どのようにしたらよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

議案第 6 号から議案第11号までの審議は、議長を除く全議員で構成される予算審査特別委員会に付託します。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午後 0 時 0 4 分

再開 午後 0 時 1 0 分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には、坂本博道議員、同副委員長には常盤繁範議員が選出されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日は、これにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 0 時 1 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 坂 本 博 道

署 名 議 員 長谷川 伸 一